

グループホーム RU・RU・RU
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

(令和06年04月01日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 グループホーム RU・RU・RU
- ・開設年月日 平成26年4月1日
- ・所在地 半田市成岩本町三丁目60番地の3
- ・電話番号 0569-47-8181
- ・FAX番号 0569-22-5666
- ・管理者名 竹内 浩子
- ・介護保険指定番号 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (2392400186号)

(2) 目的と運営方針

[目的]

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、自立した生活が困難になった認知症状態にある要支援2・要介護者に対して、共同生活を営む住居において、安心して日常生活を送ることができるよう適切なサービスを提供することを目的としています。

この目的に沿って当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

- ・共同生活住居における家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じそれぞれの役割を持って自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- ・当事業所の従業者は入居者の意思及び人格を尊重し常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 職員体制

	人数 (常勤換算)	業務内容
・ 管理者	1 名	業務の一元的な管理
・ 計画作成担当者	1 名	サービス計画の立案
・ 介護職員	8 名以上	自立の支援、日常生活の充実

(4) 入居定員等 ・ 定員 18名 (ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は9名とする。)

2. サービス内容

① 介護サービス計画の立案

② 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 07時30分～09時00分

昼食 12時00分～13時30分

夕食 18時00分～19時30分

③ 入浴 (入居者は毎日ご利用可能です。入居者の心身の状況に応じて、適切な入浴の介助と入浴の自立の支援を行います。)

④ 健康管理・医師手配

⑤ 介護 (適切な介助と自立の支援を行います。)

⑥ 機能訓練

- ⑦ 相談・援助（入居者のご家族からの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。）
- ⑧ 理美容サービス（地域の理美容院等を利用します。）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

＊これらのサービスのなかには、入居者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、該当する方は、個別にご相談させていただきます。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- | | |
|------|-----------------------|
| ・名 称 | 中野整形外科 |
| ・住 所 | 半田市更生町二丁目 1 5 0 番地の 5 |
| ・名 称 | 中町クリニック |
| ・住 所 | 半田市中町 4 - 1 9 - 1 |

・協力歯科医療機関

- | | |
|------|-------------------------|
| ・名 称 | 歯科ハミール |
| ・住 所 | 半田市宮路町 1 1 8 シャトー宮路 1 F |

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、入居者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0 を原則とします。
- ・外出、外泊時は、事前にご連絡ください。
- ・医療機関に 1 ヶ月以内の入院等となり、退院後も当事業所の利用を希望する場合、居室確保のため居室料、光熱水費の料金を徴収いたします。
- ・事業所内の居室・設備・備品などに破損等が生じた場合は、弁償していただきますので、お取扱いにご注意ください。
- ・火気、携帯電話の使用等は、決められた場所以外ではご遠慮ください。
- ・金銭の持ち込みはご遠慮ください。
- ・個人の所持品、貴重品は自己の責任で管理していただきます。ただし、危険なものと判断した物に関してはご遠慮ください。（例：石油ストーブ、刃物等）
- ・食べ物の持ち込みは事前ご相談ください。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・外出、外泊時に他の病院受診する際は、事前にご連絡ください。
- ・宗教活動はご遠慮ください。
- ・リスク管理のもと、必要に応じて部屋替えを行います。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、自動通報装置、非常放送設備、誘導灯
- ・防災訓練 年 2 回（うち 1 回は消防署立会いのもと、夜間を想定して行います）

6. 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令された場合の対応は、次のようにいたします。

入居者の方の引き渡しは、ご家族からのお申し出があった場合のみとします。なお、その際は、事業所車両での送迎はいたしかねますのでお迎えに来ていただきます。

＊警戒宣言発令後のご予約は取り消させていただきます。

7. 事故発生時の損害賠償

当事業所は、損害賠償責任保険に加入していますので、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その規約に基づき、速やかに対応します。

8. 禁止事項

当事業所では、安心・安全な生活を送っていただくために、入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等、他の方に迷惑を掛けること」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

当事業所には相談・援助の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。8：30～17：30（日曜除く）

電話：0569-47-8181

要望や苦情などは、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応しますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

他に、以下のような外部の苦情相談窓口があります。

① 愛知県国民保険団体連合会介護保険課苦情相談室 TEL 052-971-4165

② 半田市役所 福祉部 高齢介護課 TEL 0569-84-0649（直通）

10. 運営推進会議

入居者・家族ならびに地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために、運営推進会議を設置し2ヶ月に1回程度開催しますので、ご理解とご参加をお願いいたします。

11. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。